

平成24年 第14回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成24年10月5日（金）
開会 午後3時 閉会 午後4時15分
- 2 場 所 峰山庁舎2階 201・202・203会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森 益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
社会教育課長 土出政信、子ども未来課長 中村八寿子、
文化財保護課 吉田 誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
(1) 議案第69号 京丹後市教育支援センター設置規則の制定について
(2) 議案第70号 第2回郷土偉人展による地域活性化事業の開催に係る共催について
(3) 議案第71号 第22回京都府グラウンド・ゴルフ協会秋季（北部）大会の開催に係る後援について
(4) 報告第14号 京丹後市地区公民館職員の退職及び任命について
- 8 そ の 他
- 9 会 議 録 別添のとおり（全13頁）
- 10 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成24年11月5日

委員長 小松 慶三

署名委員 野木 三司

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森 益美、野木三司、米田敦弘
- 〔欠 席 者〕 なし
- 〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

それでは、ただ今から「平成24年第14回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。先ほど、2時から3時までの間、市長と教育委員との懇談をさせていただきました。本当に盛りだくさんの内容の中、忌憚のない双方の意見交換ができたものと思っております。ただ、こういった機会をきっちりと設けることによって教育委員会と市長とのコンセンサスをきっちりと取りながら進んでいきたいと思っております。お陰様で、9月議会と一般質問等ございました中、全ての教育関連議案の可決させていただきました。そしてまた、学校再配置の方もスムーズに進んでいるという部分もお聞かせいただいているところでございます。誠にありがたく思っております。

それでは続きまして、米田教育長から、第13回教育委員会定例会開催の後の諸会議、行事を中心といたしまして、教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

みなさん、こんにちは。特に委員さんにおかれましては引き続きご苦労様です。すっかり秋らしくなりましたが、先日の台風17号による高潮警報、それから大雨警報と、連続して発令されました。大雨警報では学校は午前中自宅待機ということで午後からの授業となりましたが、被害の関係については学校関係ではなかったと思っています。それから、体育祭や運動会の時期で延期をした学校もありましたけれども、どこも無事に済ませました。中でも、今年スタートしました大宮子ども園でもすばらしい運動会を実施し、大勢の保護者と一体となった取組みに感動をさせられました。学校再配置の取り組み状況ですが、9月26日に郷小学校、網野南小学校、その2つの学校の再配置につきまして学校づくり準備協議会が設立されました。役員体制も決めて、26年度に向けてのスタートを致しました。それから10月1日には間人中学校、宇川中学校、これは学校づくり準備協議会と言わずに新中学校の準備協議会という名前になりましたが、それを設立し役員体制も決まって新しいスタートを致しました。それで、前期計画には、あと橘中学校、網野中学校を残すだけとなっております。それから後期計画につきましては平成28年度から32年度ということになりますが、複式学級が予測される五箇小学校が該当することになります。

五箇小学校は平成29年度に入学生が1名になる可能性が大変強いということ、それからその子が2年生になりますと複式学級になってくるということで、29年度のこのたった1名の保護者が、もう1人では困るといわれるかも分かりませんので、25年度ぐらいから取り掛かりということもしていかなんのではないかなとも思ったりしております。それから、特に京丹後には関係がありませんが、2市2町のことですので紹介のみしておきます。宮津の教育長が交代をされました。横山光彦氏が任期満了で退任、5期17年というものの長きに渡り教育長を務められました。後任は藤本長壽氏です。平成17年度から3年間与謝の海の養護学校の校長先生をしておられた方です。24年10月1日から4年間ということで教育長ということになりましたので紹介しておきます。

それでは、動静表ですけれども、プリントを見ながら説明させていただきます。

【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それでは、次に会議録の承認を行います。第13回の署名委員は森委員となっております。会議録につきましては、お手元に送付しております。原案のとおり承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

それでは、原案どおり承認と致します。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

野木委員を指名致しますのでよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第69号「京丹後市教育支援センター設置規則の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件は不登校の子どもたち、親たちに適応指導教室というものを作ってしていこうというものでございます。教育次長から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第69号「京丹後市教育支援センター設置規則の制定について」説明をさせていただきます。

ます。教育支援センターの設置につきましては、9月の教育委員会議の後の報告で一旦説明をさせていただきました適応指導教室を新たに京丹後市教育支援センターとして設置しようとするものでありまして、設置には規則の制定が必要であることから今回規則の審議をお願いするものでございます。配布の資料をご覧くださいと思います。第1条に設置の目的を規定しておりますが、不登校又はその傾向にある児童生徒に対し相談及び適応指導を通じ、学校生活への復帰と社会的自立を支援するために設置するものでございます。第2条に名称及び位置を規定していますが、位置につきましては、京丹後市峰山織物センター内の一部で、以前峰山児童クラブを設置しておりまして、現在は他の団体が使用しています部屋について、その団体は移転をしていただけるということなので、その施設を利用し設置しようと考えております。第3条には、センターで行う業務を列挙させていただいております。第4条は開設日と開設時間を、第5条は職員について、第6条には対象者を記載しております。第7条は利用手続き、第8条は利用期間、第9条は在籍校への報告、第10条は利用の終了について、を記載させていただいております。第11条から第14条はセンターの運営を適正に行うため、運営内容を協議する運営委員会について、規定をさせていただいております。第15条については庶務を、第16条は秘密の保持について、第17条についてはその他として規定をさせていただいております。施行日については平成25年1月31日を予定しています。なお、設置場所につきましては先ほど条文の中で説明をさせていただきましたが、今回設置させていただくところが割と市の中心部にありまして、施設がよく目立つところにあることから、教育委員会としてはこの場所が最適というふうには少し考えておりません。また今後、他に適する場所があった場合は変更も含めて検討させていただきたいと考えておりますので、その際は改めて規則改正等を提案させていただきたいと考えております。また、センターの運営等については12月議会で補正をお願いしたいというふうを考えております。センターの設置に伴い、現在の不登校対策支援室「絆」が峰山公民館の中にあるのですが、これは廃止をさせていただく予定にしております。こちらの方に移行をしていきたいというふうを考えております。当初予算では「絆」の運営に伴う予算が12月分までしか予算措置ができておりませんでしたので、センターの開設が1月末までとなりますと、1ヶ月間、相談窓口がないということになってしまいます関係から、この「絆」については引き続き1月末まで設置をするという考え方をさせていただいて、予算残等の整理をさせていただいて、もし必要があれば12月議会でこの予算分についても補正をさせていただくこととさせていただきたいと思っています。センターの開設は1月末とさせていただいておりますが、2月、3月は準備等の期間として、本格的な実施については新年度から行いたいと考えています。ただ、この間も相談業務は入ってくると思っていますし、不登校の子どもたちもおりますので、不登校の適応指導教室への希望があれば順次受け入れは行っていきたいというふうを考えております。以上です。ご審議の程よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第69号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

第1条、規則の第1条のところちょっと教えていただきたいのですが、学校生活への復帰と社会的自立というふうにあるのですが、この社会的自立というのはどういう意味ですか。ちょっと教えてください。

<吉岡教育次長>

不登校だけではなくて、家庭での閉じこもりになりやすい子どもたちも随分いますので、そういうことも含めて社会生活の中に出て行けるような支援もしていきたいと、学校の不登校だけではなくて、そういう社会の中に関わっていけるような対応もしていきたいというふうに思っております。

<野木委員>

わかりました。

引き続き、この場所のことなのですが、場所は決定というわけではないということだったのですけれども、私はこういった教育にかかわる施設というものは、やっぱり教育委員会の近くにあった方が、いろいろと連携し易いんじゃないかなというふうに思いました。ここの、峰山の杉谷に空いた場所があるというようなことなのですが、この組織の形そのものが私よくわかってないのでちょっと語弊があるかもわかりませんが、やっぱりこの教育委員会の近くというか、今だったら大宮の庁舎の中のほうがいろいろな連携しやすいのかなというそんな感じが致しました。

<吉岡教育次長>

まず、峰山に選定をさせていただきたいというふうに考えている理由なのですが、今回京丹後市全体の中から不登校の子ども達の受け入れをさせていただきたいと思っている関係もありまして、子供たちが自らここに通ってくることを考えたりすると、どうしてもやっぱり中心部じゃないと、交通の便も考えるといいのではないかなということで、まず峰山に選定をさせていただくということを考えさせていただいております。また、将来これが軌道に乗ってきて複数設置とかいうようなことがあった場合は、また他の地域も設置ということもあるかも分からないのですが、今回はまずとりあえず1つ設置をして、きちっとした形で運営していきたいということを考えさせていただいて峰山の中心部に検討させていただいております。それから、教育委員会との関係なのですが、確かに連絡等については教育委員会の近くにあったほうがいいことありますが、今回は子ども中心に考えさせていただいた点と、それからここにも専任の職員を3人ほど配置させていただいて専門的に関わっていただきたいというふうに思っておりますので、そういう面では十分な対応をさせていただけるのではないかなと思っております。

<野木委員>

その専門的な職員3人ほどということなのですが、その、ここにある教育支援センターにセンター長を置くというような文がありますが、そのセンター長というのは民間の方じゃなくてこの行政の方、どっかこういう教育に携わった方がされるのでしょうか。

<吉岡教育次長>

そういう、先生でしたら養護の先生とか臨床心理士を持っておられる方とか、そういうことに教育的な相談や子どもたちの心の問題に関わって行って指導がしていただけるような、そういう先生をお願いしたいというふうに思っています。事務職ではなくて、そういう専門の方にお願いをしたいというふうに思っております。

〈野木委員〉

そうすると、この教育支援センターの組織体系っていうのは、そのセンター長さんがおられて、職員がおられて、そのセンター長さんというのはどこに属するというのか、独立したものですか。どこにも属さずに。

〈吉岡教育次長〉

そうですね、学校教育課の中の1つの組織ですね。

〈野木委員〉

そうすると今の各小中学校と同じような関わりが教育委員会とある。発生するというのですか。

〈吉岡教育次長〉

そうです。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈文珠委員〉

はい、すみません。利用手続き第7条の各項目がある訳なのですが、これ文章に書いてあるとおりのんでしょうけども、その申請から許可までの流れを説明いただきたいのですけれど。

〈山根学校教育課長〉

第7条で規定をしております利用手続きのことでございますけれども、実際に利用をしたい、利用を希望する子どもさんが基本になると思いますけれども、その保護者からの申請をしていただくという手続きをしていただいています。その保護者の方は一旦在籍校にその申請書を上げていただく、それから在籍校の校長がその在籍校への出席状況並びに対象者の身体的な状況を踏まえて、行くほうがよいであろうという副申書を添えていただいて教育委員会のほうに提出をいただく。教育委員会はその意見を踏まえた上で決定をしていくというような手続きになっております。その中には、基本的には単年度の中で決定をしたいと思っていますので、毎年度、毎年度、その手続きは更新をする必要があるというようなことになっておりますし、毎月ごとに在籍校にはその支援センターに通っております児童生徒の状況を在籍校に報告をするということでもあります。併せて、通所の状況をみながら本人の意向、それらの状況からして在籍校へ復帰ができるという判断ができたときには、利用を中止するというようなことになっております。以上でございます。

〈文珠委員〉

私も専門ではないのですが、こういう不登校というやっぱり一つの病気、心の病気とか心のトラブルになる子たちに対して何とかケアをしていこうという中で、その子に対してどう対処していったいいのかよくわからない状態で言う訳ですけども、利用申請については、親が資料を書いて合わせて校長が書類を書いて教育委員会に申請書をあげ

て教育委員会がその書類を見て決定をだすという流れということですが、それはそれで当然書類はそうだろうと思うのですけれど、一つ繰り上がって第6条の対象者というところには、京丹後市立小学校中学校に在籍している児童生徒であって次の各号のいずれにも該当するものとしてありまして、1つ目は本人及びその保護者共に利用を希望する児童生徒というふうにかいてある訳ですね。これってすごく私大変重要なことだと思うのです。本人も希望して、保護者も希望して、それを確認してあげないと、その本人は、私は何のために行くのだって、何で行かされんなんのやと思って行くのと、このままではいかんなど、何とか1つきっかけを入れときたいなと思って行くのでは、そこら辺少し差がでてくるのではないかと私は思うのです。これが、さっき言いましたように専門の方から言うと、いやそこまで言わなくてもとりあえず行って引っ張り上げてあげたら何とかなるんだよっていう、それでいいんだよって言われるかも知れませんが、私の感じとしては本人とその保護者の意思確認というのが、例えば申請に来た後、所長なり、臨床心理士なりと面談を行って、それで改めてそういった確認ができたらと思います。確認と申しまして、やっぱり何とかやっついこうねと、頑張っついこうねという話ができただけで来てもらうのが一番良いのではないかなって思うのですけれど、これは手続き上別に問題があるとかというものではないのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

〈山根学校教育課長〉

ただ今のご質問ですけれども、実際にこの教育支援センターに通っていただく手続きは先ほども説明した通りで、書類上の整備が必要だということで進めさせていただいております。ただ、この教育支援センターの中には先ほど教育次長も申し上げましたが、相談業務も再編をかけていくということでございますので、現在取り組んでいる不登校対策支援室「絆」の業務がそれにあたるのかなというように思っています。従いまして、どこかの学校にそういう状況の児童生徒がいるということであれば、学校と連携をしながら当然、家庭訪問もさせていただくということでもありますので、その中で本人さんの意向も確認ができるというような仕組みを作りたいと思っています。

〈文珠委員〉

よろしくお願ひ致します。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈森委員〉

制服のこととか書いてないのですけれども、その本人が色んな学校から来ると色んな制服ということもあったり、もしかしたら制服を着ること自体も拒否している子どもがいるかもしれないのですが、一応私服でという前提でしょうか。

〈山根学校教育課長〉

今、ご指摘いただいた内容については、先月の定例会の中でも少し出たかも分からないですけれども、調査研究を他市の例からさせていただいた中でも、そういう話を聞かせていただいております。それを踏まえすと、服が問題であるのかどうかというよりも、

その子供たちがそこに本当に通えるのかどうかということをやっぱり重視する必要があると思いますので、通える服装で通っていただく方法を取っていきたいと思っています。

〈吉岡教育次長〉

まず来ていただいて、色んな相談を受けながら、学校に来たり、社会に出られる環境を作っていきたいというのが大きな問題ですので、あんまり規制的なことはかけたくないと思います。その中で徐々にそういうことができるようになっていけば、最初は私服でも途中から制服になったりというようなこともありますし、通所しに行くのも、例えば朝2時間ほどセンターに行って、先生等と話をして、それからでも学校に行けたりということもあると思います。いろんなことが考えられるので、その子にあった形の支援をしていく必要があるのかなというふうに思います。

〈小松委員長〉

これは通って来るのに、子どもたち自身が通うことが一番望ましいと思うけれども、親が例えば連れて行ってという状況も考えられるということですか。

〈吉岡教育次長〉

そういうことを考えられるケースもあると思います。

〈小松委員長〉

と同時に、この教育支援センターの場所が今、ここでない所がよりベストというふうな感じだと思うのですが、我々から見るとどういう状況が一番子どもたちにベストな状況で、変るとすれば、そういう所に変れたんだということになるのはどういう状況なのでしょう。

〈山根学校教育課長〉

これも、他市の例から参考にしておりますけれども、なかなか学校に通いにくい子どもたちは、同じ年代の子どもたちの影響といいますか気にするといいますか、という部分があるということも多々あるというように聞かせていただいております。そういう意味からしますと、学校のチャイムが聞こえないですとか、学校が見えない所ですとか、という部分や、それからここは公の施設なのですけれども、民間の家をお借りしてこじんまりしたところで相談業務をしたり、適応指導をするというようなこともあるというように思っております。例えば綾部市なんかで行われているのは、公の施設なんですけど民家の中に建てられた施設で一軒家の中でされています。その逆に舞鶴市でいきますと、市役所の横に公のセンターがあってその2階を間借りされて実施をされているというような状況がありますので、今回この織物センターを場所としてはしていますけれども、時間をもう少しかけてそれらを踏まえたうえで、適切な場所があるかどうかの研究はさせていただきたいというように思っています。

〈吉岡教育次長〉

子どもたちの気持ちというのはいろんな場合が考えられると思うので、人から見られていたら行きにくい場合もあるかもわからないですし、反対に、その子達が日中、例えば1

0時頃にそこら辺を歩いている。そうすると、本当だったらその時間は学校に本来行っていないといけない時間を子どもたちがそこを歩いていると、それをまた一般の人たちが興味本位に見る場合もあると思うので、できたらあまり中心部、繁華街じゃなくて少し住宅的な所の方が本当は良いんじゃないかなというような思いをもっています。

<野木委員>

センターを利用できるものという6条にあって、その市立学校とういふうにカッコ書きがしてあるのであえて聞くのですけども、不登校という概念というのは子ども園の子たちには当てはまらないものなのですか。要するに、小中学校の子が対象になっているセンターですよ。

それは保育園とか幼稚園とか、そういう子たちはそもそも不登校というものは存在しないというか、そういう概念がないということでここにはあえて入ってないといえますか、入れてないのですか。

<吉岡教育次長>

ないですね。今回適応指導教室に行きますと、学校に行けなくても、学校の出席扱いになります。ですから、学校の在籍している子どもたちを対象に一応考えさせていただいておるとことです。ただ、小さい子どもはないのですけど、他市なんかの例でいうと中学校卒業して高校に行ってから前ここに来ていた子どもがいろんな相談をしに来たりするようなことはあるというふうには聞いています。

<小松委員長>

前、子ども園にお伺いしたときも現場の姿をみさせていただいたり、先ほどの市長さんとの話の中でも少し触れられましたけども、いわゆる新しい形があってもいいんじゃないかというような話が、現場だとか先ほどの話もありました。そういう中で、この中で利用できる子どもたちは小中学校、それに固定をすればそれも仕方がないかなと思うのですが、やっぱりその職員の方、そういった方においては何らかのやっぱり、しかも子ども園の職員の方は、こういったセンターに関わるような部分があってもいいのかなというふうに私は思いました。それで、よく見るとこの運営委員会というのがありますが、こういった運営委員会の中の(8)に教育長が必要だと認めるものだとか、こういう部分があるので、その子ども園の代表の方というのも加えた方がいいんじゃないかなと、それはやっぱり同じ問題を共有する部分はやっぱり職員さんにもあった方がいいんじゃないかなというふうに思いましたので、ご一考願いたいと思います。

<吉岡教育次長>

はい、今の意見は参考にさせていただきたい、検討させていただきます。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。議案第69号「京丹后市教育支援センター設置規則の制定に

ついて」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認とさせていただきます。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第70号「第2回郷土偉人展による地域活性化事業の開催に係る共催について」を議題とさせていただきます。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第70号「第2回郷土偉人展による地域活性化事業の開催に係る共催について」説明をさせていただきます。この事業につきましては、郷土の偉人の功績や作品の理解度を高め、産業興しや観光資源としての価値を見出し、地域の活性化に努めることを目的に実施されるものでございます。事業の内容につきましては、昨年度から実施しております郷土偉人展として、本年度は野村克也氏の懸賞品の展示と講演会を行うことを予定されています。共催の理由としましては、郷土の偉人として施策を進めようとしている市並びに教育委員会にも協力をお願いしたいというものであり、金銭的な特に援助を求めるものではなく、展示等に人的協力等をお願いしたいということでございます。主催につきましては、たからの杜実行委員会、会場につきましては、偉人展は「大宮ふれあい工房」、講演会は「丹後文化会館」、期日について偉人展は11月10日から12月2日まで、講演会は11月18日、申請者はたからの杜実行委員会委員長田中清隆氏となっております。以上ご審議よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第70号を説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

たからの杜実行委員会というのは、他に活動なんかは何かされているのですか。これ第1回、第2回ということですが。

〈土出社会教育課長〉

先ほどの説明の中にもありましたけれども郷土の偉人展を中心に、初めて京丹後市の教育委

員会の共催申請をされました。主な活動内容につきましては、この実行委員会を中心に郷土の偉人展、偉人をその地域の活性化に繋げていこうということで活動されているもので、この事業以外には特に事業計画はないように思います。

<小松教育長>

この入場料は無料となっておりますが、財政的な方は何か補助等はあるのでしょうか、どういう形になるのでしょうか。

<吉田文化財保護課長>

京都府の地域力再生プロジェクト支援事業というのがありまして、そういった部分を具体的には250万ほどというふうに聞いておりますけれども、それを充てて、今回事業を実施すると聞いております。

<吉岡教育次長>

講演会等につきましても、入場料を求めるのではなくてできるだけ協賛の形をとってやっていきたいというふうなことを聞いております。

<小松教育長>

わかりました。

<小松委員長>

他にご意見ご質問ございますか。

<小松委員長>

共催というのは、人的な人員を含めてということですね。

<吉岡教育次長>

先ほど申しあげましたように人的支援として展示の手伝いとか、それから展示している最中の留守番というか警備的なこと、受付とかそういうことについても支援をしてほしいといふふうに言われてますので、人的ですから実際金銭の支援はなくても人件費が発生していますから、そういう面では共催の形をとらせていただくという形にさせていただくということで準備をさせていただいております。

<小松委員長>

他にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第70号「第2回郷土偉人展による地域活性化事業の開催に係る共催について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

それでは異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第71号「第22回京都府グラウンド・ゴルフ協会秋季（北部）大会の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第71号「第22回京都府グラウンド・ゴルフ協会秋季（北部）大会の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。この事業につきましては、グラウンド・ゴルフを通じて積極的な健康づくりと明るく豊かな生活実現とプレーの能力の向上、会員相互の親睦を図るために京都府グラウンド・ゴルフ協会が毎年行っております大会を、本年は京丹後市で開催するものでございます。主催は京都府グラウンド・ゴルフ協会、会場は峰山途中ヶ丘公園、期日は平成24年10月13日、申請者は京都府グラウンド・ゴルフ協会会長山本輝一郎氏と同協会丹後与謝ブロックブロック長幾田章宏氏との連名となっております。以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第71号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<小松委員長>

これは輪番制みたいな感じなのですか。22回目と書いてありますが。

<土出社会教育課長>

この大会は、亀岡以北の各市町で順番に実施しております。後援につきましても、当該開催市町で後援をもらいながら大会を開催しているということで、今回の申請となっております。

<森委員>

東日本大震災復興支援ということがうたってあるのですけれども、これは参加料の中から必要経費を除いて、例えばその残ったものを東日本大震災復興の支援の方へ回されるという意味なのでしょうか。そうではなくて、ただこちらの方でグラウンド・ゴルフをして頑張れという、声援だけを送るのですか。

<小松委員長>

力を、スポーツの力を、というふうな。

<森委員>

力を。力だけ。

〈土出社会教育課長〉

開催要項の中には、一人当たり500円の参加料を取って大会を開催するというふうな記載がされております。多分、開催に係る経費については一応参加料で賄われると思いますが、具体的にどういう形で東日本の震災の復興の支援に当てられるのかっていうのは実績を出していただかないとはっきりしない部分はあるかと思えます。ただ大会の趣旨としてそういう震災の復興を支援していくんだという意図も兼ねて今回開催されるというふうに感じています。ですから、直接的な支援があるかどうかにつきましては、実績報告を出していただいた段階でご報告できるかと思えます。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。議案第71号「第22回京都府グラウンド・ゴルフ協会秋季（北部）大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

それでは、異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

それでは、次に報告議案が1件ございます。報告第14号「京丹後市地区公民館職員の退職及び任命について」を議題と致しますので、説明をお願い致します。

〈吉岡教育次長〉

報告第14号「京丹後市地区公民館職員の退職及び任命について」説明をさせていただきます。京丹後市溝谷地区公民館主事の伊藤修一氏から、一身上の都合により平成24年9月30日をもって退職をしたい旨の辞職願が提出されましたので、これを承認し、後任に弥栄町溝谷1121番地、川村安英氏を任命するものでございます。河村氏につきましては、溝谷区長から推薦をいただき選任をさせていただくものでございます。なお、任期は伊藤氏の残任期間として、平成24年10月1日から平成26年3月31日までとさせていただきます。人事案件ですので、本来事前に審議いただくべきものなのですが、急な辞職であったこと、また、選任に際し区長から推薦をいただいたものであることから、報告とさせていただきますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

〈小松委員長〉

報告第14号につきまして、ご説明をいただきました。

ご質問等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それでは、ご報告いただとおりでということで、以上で本日の議事はすべて終了とさせていただきます。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」申請に係る9月期承認について

(2) 各課報告

〈教育総務課〉

- ① 京丹後市奨学金申請様式の修正について

〈学校教育課〉

- ① 10月学校行事予定について
② 学校再配置事業の取組み概要について

〈子ども未来課〉

- ① 平成24年度京丹後市要保護児童対策地域協議会代表者会議報告について

〈社会教育課〉

- ① ジュニアアカヌースプリント秋季大会について
② 京丹後市聴覚障害者交流研修会について
③ 第8回京丹後市ニュースポーツ交流大会について
④ 各地域文化祭事業について
⑤ スポーツ推進計画見直しに関するアンケート調査について

〈文化財保護課〉

- ① 画家上前智祐氏の作品寄贈について
② 網野郷土資料館まつりの開催について
③ 連続講座「京丹後市の歴史を読みなおす」について

〈小松委員長〉

それでは、全体を通しまして、何かご質問ございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それでは、以上で第14回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

〈閉会 午後4時15分〉

[11月定例会 平成24年 11月 9日(金) 午後4時から]